

原位置封じ込め(げんいちふうじこめ) | *

措置法として幾つかあるが、例として次のものがある。汚染土壌のある範囲の側面を囲み、汚染土壌の下の不透水層以下である地層またはこれと同等以上の遮水の効力を有する地層であって、最も深い位置にあるものの深さまで、鋼板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する。この構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10cm以上のコンクリートまたは厚さが3cmいじょうのアスファルトにより覆う。さらにこれらの覆いの損壊を防止するための措置を講じたもの。

(佐々木)